破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５１１号
大阪市平野区加美北８丁目８番24―408号
債務者　北村　大器
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８４号
大阪府柏原市本郷４丁目74番地の１　グレースリバー203号
債務者　倉津　静江
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４４号
大阪市淀川区東三国２丁目12番24―501号
債務者　米澤　宏志
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４５号
大阪府大東市谷川１丁目５番１号　ハニー谷川１階
債務者　岡村浩明こと　姜　　浩明
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７９号
大阪市城東区野江３丁目23番２号グレイスノア201号室
債務者　六輿　麻衣
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０９号
大阪市平野区加美鞍作３丁目１番５―506号
債務者　池田二三枝
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２９号
大阪府守口市佐太中町６丁目６番６号
債務者　森田　　博
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４６号
大阪市北区長柄東２丁目５番３―409号
債務者　山田　純子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６５号
大阪府吹田市寿町２丁目17番24号（203）
債務者　田中　政江
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６９号
大阪府豊中市豊南町東２丁目３番14号　313号
債務者　本田　　治
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８７号
大阪市住吉区清水丘２丁目５番８―201号
債務者　野村　幸雄
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９２号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―304号
債務者　西村　洋倫
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７７号
大阪府豊中市本町１丁目３番15―303号
債務者　栗山　智后（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９３号
大阪市天王寺区上本町８丁目６番21―404号
債務者　福地　悦子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９６号
大阪市天王寺区北山町９番３―304号
債務者　島上　秀久
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５３３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　藤　健太郎
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５６９号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目２番23号
債務者　古河　史秀
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７７号
大阪府吹田市朝日町24番５号（201）
債務者　糸川　　豊
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部